

CDを持ち帰って来たときは、「どこから持ってきたか忘れた」と言い張り、隠し通した。翌日、「どこに遊びに行ったか」確認し、友達の家からだと分かった。里母は、あまりの悲しさに「あなたにとって、家まで遊びに行けるたった一人の友だちなのに、その子から盗ってくるなんて…。大切な友達だと思ったから、昨日は言えなかっただのしよう。そんな事をしたら友達をなくすよ」と泣いた。Aも大泣きし、あやまつた。

いろいろな問題を起こしたAだったが、Aの将来の事を考えて20歳までは一緒に住もうと考えていた。夫も同じ考えだった。実子にとってもAと一緒にいることが当たり前になっていたので、委託の返上は考えていなかった。

⑫再度の盗みと家出

9月に行われたミュージカルの発表をぜひ実母を見て欲しくて、児相と実母のケースワーカーに頼んだ。最初「実母は、あまり関心がなさそう」との返事だったが、「365日自分の好きなことをしていて、たった一日子どものために時間を空けることができないことはないはず。ちゃんと説得して」とケースワーカーに再依頼した。実母はミュージカルに早くから来てくれ、Aもとても喜んだ。その時に実母から電話番号を聞いたらしい。

ミュージカルの後で学校の美術部から、カラーペン数十本、友達の家からCDを持ち帰った。家で話し合い、その時はあやまつた。その10日後、学校の更衣室から5千円余を（4人のカバンから）盗り、翌週学校に呼び出されることになって、Aは「家に帰る。お母さんのところに行きたい」と騒ぎ出した。翌日「児相の方と相談しなさい」と学校を休ませ電話をさせたが、里親担当は休みだった。本人は昼間荷物をまとめ、夕方里父に歯医者に連れて行ってもらった後で家出。里母は、Aがごねるので里父にまかせ、少しの間外出していた。里父が家出に気づいてバス停で見つけ、児童相談所に連れて行った。里母は、帰宅したら二人ともいなかつたので、隣村の実母の家の周辺に行って待っていた。

児相では「こんな時は怒らないで、優しくするんですよ」と言われ、Aには「暑いでしょ。アイスクリーム食べる？」とだけ言い、何の話し合いもなかった。そのまま自宅に連れ戻した。

翌日は里母と歯の矯正に行く。「お母さんの家に帰りたい。」としきりに言う。種々話をしたが、その気持ちは変わらないようだった。夕食の後片付けと一緒にしながら、「今の気持ちはどう」と聞くと「寂しいけど頑張るしかない」という。里母はほとんど寝ることができなかつた。朝食のとき「夕ベはほとんど眠れなかつた」と話すとAは「私がいなくなるから？」と。里母はAに「もし、本当にこの家を出て行きたかったら、誰にも言わないで行って。見つかったら絶対止めるよ」と話す。ふだんは交際相手の家に行っている実母なので、家にいないことが分かつたら、本人の気持ちも落ち着くのではないかと思った。夜家出をしたら危険なので、里母が探しにいける昼間だったら、夕方連れ戻せる。しかし後で知ったのだが、Aは実母に電話して迎えに来てもらって出て行つたらしい。

⑬警察への保護願い：

3時半ごろ、児相に今後の対応について相談に行った。土曜日だったが出勤していた職員が対応してくれた。「夕方迎えに行きます」と職員に話したら、「上司に相談したら、警察に任せるので行かなくてもいい」との事だった。「見つかったら、連絡をください」とお願いして帰宅した。夜9時になつても知らせがなかつたので、警察に問い合わせたら「そうした依頼は受けていない」と言われ、あわてて警察署に行き、捜索願を出した。夜11時過ぎ、地域の人からの情報で「昼間お母さんとAちゃんと彼氏がいるところを見た」とのこと。

翌日実母のケースワーカーにやつと連絡がつき、事情を説明したところ「母親の相手から性

的虐待を受ける可能性がある」と言われ、相手の住所を教えてもらって、警察にAの保護を依頼した。かなり遠くの村まで迎えに行き、実母とAに会った。Aは最初は里母宅に帰るのを拒んでいたが、実母が自分の家で育てられないことを知っており、結局一緒に帰宅した。

⑭児相の対応：

翌日一緒に児童相談所に行き、「知的障害児施設に一時入所」となった。夕方5時に児相の里親担当から「これからもAちゃんと暮らしますか」と聞かれたが、「Aは熱があり、小児科に連れて行く」ことを話したら、翌日でも返事はいいと言われた。

病院に行きながら、本人に気持ちを聞くと「おばちゃん(里母)の家にいたいけど、怖い(CDを盗ってきたときかなりきつく叱られたので)」と言う。「Aもおばちゃんも、悪い事をした。神様に治してもらおうね」と話し合った。その夜、Aは食事がとれず「りんごおろしを食べたい」と言う。そして「食べさせて欲しい」と甘えるので、口に入れてやる。手を握ってお休みを言い、夫婦で「せめて中学校卒業までは面倒を見たいね」と話しあった。

翌日里父が、児相にAを連れて行くと『今日で解除です。三年半ご苦労様でした』と言われた。里父が「中学卒業までは」と説明しようとしたがさえぎられ、「児相が決めたことだから仕方がない」と思ったものの、何の説明もなく、Aときちんと別れも言えず、そのやり方に納得がいかないので、再度話し合いの場を設けてもらった。そこで「卒業まで養育したい」と伝え、「警察に任せると言ったのに、なぜ児相は家出人捜索願を出していなかったのか」と聞くと、「親だったら、児相が止めても探しに行くでしょう」と語気荒く言われた。また「夜に家出したら危険。A本人が家に行って母親がいないことを確認したら、気持ちの整理がつくのではないかと思い、昼間出て行くのを止めなかった」と話すと、「あなたはAちゃんに、あなたのお母さんはだめなお母さんと思わせるのですか」と。私たちの思いは叶わず、それ以後、会うことも電話をすることも、手紙を出すことも一切禁じられている。後味の悪い別れであった。

<付記>

4ヶ月後に児相の所長と話し合う機会があった。措置解除の理由は『Aが施設での生活を選んだので、子どもの気持ちを優先した。その事を話すと里親が傷つくと思って話さなかった。里親として失格だと自分たちは思っていない。今後も新しい子どもを委託したい』とのことだった。自分が里親として失格で措置解除になったと、ずっと自分を責めていた。でも、本人の意思で決めたのであれば、その事を大切にしたいと思う。

でも里親からすれば、やはりきちんと別れる場を設定してほしかった。Aにそれを伝えたら、Aも拒否はしなかったと思う。(以上)

VII)里父の思い

31. 「天使が来た」と言った里父

—虐待それとも事故だったかは不明の短期の里子

1)概要：

A(9か月女児 生後2カ月から現在迄)3人目の里子。

双子のきょうだいなので、妹は2カ所骨折し、姉は1カ所骨折。虐待の疑いで保護されたが、この3月で家庭復帰する。

2)里親の家族構成：

夫婦ともに再婚同士。里父は60代以上で、20年間民生委員をしており、20人を雇う自営業。実子はすでに自立。里母も50代以上で実子は2人、里母は家業を手伝う。専門里親。以前にも里子をボランティアで預かったことがある。

2)里親登録の動機：14、5年前、里母は民生・児童委員の研修会である児童養護施設へ行った。親に恵まれない子どもたちの実態を知った。4畳半程度の部屋に幼児を含む子ども数名が生活している現実に、胸が痛んだ。幼児が後ろからついてきて、「私を連れて行って」とでもいうような目を感じた。その時を思いだすと、何もしてやれなかつた自分を今も恥じている。それ以後、その施設に年末などをを利用して蜜柑やお菓子を届けていた。

里父も沖縄戦の戦災母子家庭。多くの人の励まし応援があって、高校、大学、就職と進むことができた。社会への恩返しと思って実子が独立した時期に里親を希望した。里親をして夫婦ともよかつたと思っている。

3)<事例1>

A：9か月女児(生後2カ月から現在迄養育)、3人目の里子。

①Aは姉と双子のきょうだいの妹で、2カ所骨折し、姉は1カ所骨折。虐待の疑いで保護されたが、実母は虐待していないと言い、手離したくないと泣いた。この3月で家庭復帰する。里父は「天使が来た」と言う。里母は押入れからマットを出す時に手首を骨折、まだ完治しない。この辺は、子どもを育てていると聞くと、地域の人が、服をくれたりする。

②発育と健康：やや小柄、小食

③親子関係：とても気がある。

④大変だったこと：生後2カ月で來たが、ミルクを受け付けず、50ミリLしか飲まず、夜は3、4時間しか寝ないので、抱いて子守唄を歌って部屋を歩いていた。しかし、この3月末には家庭復帰する。日々の変化が楽しかった。いとおしかった。この子は頭のいい子だった。

<事例2>

A2男子：非行がひどくて養育を返上した元里子(小5から高2まで養育)

実母は父親のDVを受けて妹と母子寮に。本人は一時保護所から里家に來た。

①5年生では小さい子だったが、中2で160センチに急激に伸びた。

心が折れていた子。里母が添い寝したが、大人の女性が嫌いで気がつくと払いのけた子。小学校では漢字を書くのが好きだったので、よくほめていた。学力は小学校2、3年位だった。

②中学から行動が荒れだした。中学に入って、学校に失望したようだった。サッカーチームにいた。高校では行動がエスカレートしていく、週3回は学校から呼びだされた。里母にクソババアと言う。対等の友人ができない。夏休みは10人もの友人をつれてくる。TVを拾ってきて、自分の部屋に取りつけたり、万引き。女子の友人が家に来て、ドアを閉めてしまう。高2で不登校となり委託解除。今は実母の弟の店の配達を手伝っているらしい。

<事例3>元里子A3女子(高1から高3まで養育) 今は就職して自立している。

①実母は家出し、A3は実父と、その後は祖母と暮らしていた。当時恋愛中で、好きなったら何でもあげるというタイプ。祖母の家に寄っていると言い、毎晩10時11時に帰宅したが、男性に送ってもらっていたことが分かる。

高校卒業の前に実母が現れる。A3は卒業と同時に県内に就職、アパートを借りてやり、歯医者の受付、市役所の臨時パートなどする。職場で嫌なことがあると里家に来る。素直で心がきれいでいい子。②専門学校へ行きたかったが、実母は入学金だけは払うが、あとは出さないと言うので進学を断念した。里母は「結婚したら、進学もできる」と言って慰めた。実母は妹たちと一緒に住み有福。本人には月2万のアパート代を出してくれている。(以上)

32. (収録否) 「阿弥陀のように、慈悲深く見てくれ」と言う里父 —5人の里子を預かって

28. 里子のために主夫をする里父の日々 —18歳過ぎた後のことと本人は心配していないようだが

1)概要：

A(14歳男子、中学3年生) 5歳から9年間養育、生まれてすぐ施設から来た。

被面接者は里父で、PTA役員。声の大きい闘達な感じの人で、「自由業でAを中心の生活だから『主夫業』」と自ら記入。里子の養育はAの他に、これまで2人(9歳と8歳の実のきょうだい)を養育したが、2人は些細なきっかけから措置変更。

2)里親の家族構成：

里父は50代自営、里母は50代勤務者で、Aと3人家族。

3)里親登録の動機：

実子を亡くして

4)事例

<事例1> *ネグレクト

8歳と9歳の実のきょうだい(A2とA3)。

実母は種々あって子どもを連れて家を出たが、また新しい交際相手ができて、子どものしつけどころではなく、児童養護施設に保護された。兄は、愛着障害と診断されている。

①保育園にいた兄弟を引きとる際に児相は「やめたほうがいい」と言ったが、実親に戻すには時間が必要と考えて、5年間預かることにした。里家に来たのは兄6歳、弟5歳だったが、2人とも歯はぼろぼろで、養育センターと○○区教育相談室に1年間通った。弟は低IQだが言葉はできる。

兄は普通学級に入学、1年1学期は殆ど成績が5。しつけは厳しくした。命にかかること、火を使うことには、とくに厳しくすると言ってあった。2人とも平仮名を書けない、数字も数えられないままに來たので、教え込む。とりわけ弟に教えるのが大変だった。金を盗んで、友人におごる、家に帰らない、自転車を乗り回すなど、大変だった。

②1学期の終わりに、兄が家に帰って来ないので大騒ぎになり、やっと見つけて、思わず兄を強く叱った。それを見ていた近所の人が、児相に通告。児相がすぐ引き取りにきて、措置変更。

<事例2>

A：(中学3年生)現在も養育中

母親は産んだだけで、乳児院から保護施設へAを預けた。Aは5歳で里家に来た。兄が2人いるはずだが、本人は知らない。

①学習状況：成績は中の下、社会が得意、苦手は英語と数学。

勉強はやや嫌い、学校へ行くのはふつう位に好き。宿題は言われるとするが提出しない。他の提出物も出さない。家庭を知らないのでまっさらな子(生活体験をもっていない子)だが、大人とは会話をしていた子。友人の作り方は下手だったが、最近は少しずつ友人もできてきた。小4から中3までサッカーをやってきた。

②親子関係：わりと気があっている子で、叱る時は遠慮なく叱っている。

③気になっていること：「18歳過ぎたらAにはバックアップがないので、どうするか。18歳になつたら考えろ」と言ってあるが、本人は心配していないようである。大変だった事は、この子に限つては全くなかった。高校は進学できたが(2月時点)、大学進学が心配である。

④「委託の返上」をしたいと思ったことは1度もない

<その他>

- ・児相にはよくない感情をもつ子が多い。
- ・里親会への加入率は少ない。里子に対する世間の目があるので、里子と知られたくない里親もいる。(以上)

30. 次々と自立して行く里子たち

一何かの縁で結ばれた運命共同体だが、もっと福祉施策の充実をと里父

1)概要：

里父は福祉用品販売業(20年来)の会社を経営、里母はファミリーホームの専従者。里子の1人(33歳)は、里父の経営する会社の従業員に。女性の元里子2人は結婚して遠方に住む。

2)里親の家族構成：

里父は60代で会社経営、里母も60代でファミリーホームの専従者。
実子は1人(43歳、男性)で、4大卒業後に家業を継ぐ。現在ファミリーホームで生活する子どもは6人。

3)里親登録の動機：

実子誕生後、里母が子どもを産めない事情になり、実子にもきょうだいがいたほうがいいと里親登録。結果的にはお互いが助け合う機運が生まれ、本当によかったと思っている。崇高な動機からではなく、結果的にそのことが児童福祉に貢献しているとなれば、これに勝る喜びは

ない。実子は中3で、里子受託の時は実子にも相談して了解を得た。当時里子は2歳だった。

4)事例：巣立った元里子たちの現在

- ①1人目はA。2歳から預かって現在33歳。家業の代表者は実子(長男)だが、近くに住み、頼りになる(家業の)社員。
- ②2人目は女性で現在30歳。一時保護施設から3歳で預かって22歳まで養育。女子大を中退して結婚し、2人の子どもの母。大阪在住。
- ③3人目は現在25歳。施設にいた乳児を預かって20歳まで養育。現在は結婚し、子ども3人。京都在住。

5)現在ファミリーホームで生活する里子たち

④⑤離婚家庭の兄妹

1時保護所から委託 兄小4（3歳で委託され7年経過）と妹小3（2歳で委託され7年経過）。兄は父親から虐待され、手にタバコの火の跡など。発達障害。妹は2歳だったので虐待はなかったと思われる。

兄と妹では受けた心の傷に差がある。実父の実母へのDVが激しく、飲酒もひどく、実母は家出。そのため実父は兄に怒りとうつ憤を向けたと思われる。兄は現在近くの心療内科で治療中。夜驚、多動、他の子どもとのトラブルが絶えない。学校でも友人とのケンカが絶えず、怒ると学校からいなくなり、学校中が大騒ぎ。大抵は体育館の片隅に閉じこもり、今は先生方もあまり心配しなくなった。妹との仲は良く、妹思いで芯は優しい子

⑥⑦離婚家庭の兄妹

兄：9歳小3（7歳から委託され2年経過）、妹8歳（6歳から委託され2年経過）。兄は父親から虐待され、生後2年未満で親が離婚、父親は親権剥奪の決定で一時保護所から委託。妹も同様で、生後1年未満で預かった。

兄妹共向学心が少ない。2人とも勉強は1、2年遅れているが、勉強の習慣づけをしたら、机に向かうようになった。それでも1時間もぼーっと座っているばかり。とりわけ兄のほうが。妹は絵が得意で、担任にもほめられる。

⑧8人目：7歳女児(別の里親家庭から委託され6歳から養育中で、1年経過)

母親は精神疾患から育児放棄。父親は不明。

⑨9人目：3歳女児(乳児院から2歳で委託され1年経過)父親は暴力団関係、母は服役中だが薬物疾患、両親の育児放棄による委託。

6)里子にとってのファミリーホームのメリットとデメリット：

小規模の団体生活の意味合いもあって、時間どおりの就寝や早起きができるようになり、周囲にある程度同化し、思いやりや優しさが身につくと感じられる。家庭での里子の養育と違って、里親も過度のわがままは許さず、毅然として生活の規律を保つことができる。それでいて、少人数なので子どもの1人ひとりと、しっかり向き合うことが可能。それが里親型ファミリーホームの良さであり、また従業員の雇用も可能な措置費が組み込まれているので、助かっている。

7)社員にしたAの自立サポートについて：

Aを乳幼児期(2歳)から養育し、実子と里子の区別がつかなくなっていた。むしろ里子の方

に気配り過剰だったため、実子には寂しい思いをさせたかもしれない。幸いにも家族で楽しくできる家業(福祉用品の販売)に恵まれ、Aは実子のよき合棒として頑張っている。

「私たちは沢山の里子たちを含め、何かの縁で結ばれ、この世を生きる運命共同体のようなもの。Aにも助けられることが多い現在」と里父。

8) 沢山の里子を養育する中での里父の感想：

里親に課せられた里子の自立援助の課題は重い。不幸な宿命を負った子どもが自立するには、前途に多くの障害や課題が横たわっている。制度で決められているとは言え、18歳で一様に社会に放り出される施策の結果はあまりに悲惨で、子どもたちの行く手には困難な課題があまりにも多い。とくに精神的障害をもった子どもたちが自立して一般の生活ができるようになるのは容易ではない。むろん、中には精神的に強く社会の荒波に耐えられる子もいるが、大半はそうではない。結局里親が、措置解除後の自立(就職、結婚)に一緒に寄り添って歩み続けなければならない。

子どもの健全な成長には、施設養育でなく家庭養育が最も望ましいとは言われているが、今日までの国の施策は、社会的養護を必要とする必要な子どもの大半を施設養育に委ねてきた。ようやく最近になって、3割を里親委託、3割をグループホーム的施設に、残りをいわゆる施設にとのガイドラインが作られたが、中でも里親制度のための条件整備こそが、子どもを健全に育てるために最も必要な福祉施策ではなかろうか。

取りわけ、乳幼児からの里親委託が望ましいにも関わらず、現在では、養育能力の有無にかかわらず、親権の強さのあまり里親委託が進まない例が多いと聞く。何らかの法的措置によって、強制的に里親委託にすることができないかと思っている。

社会的養護を必要とする子どもたちに対する厚労省の施策の転換は、遅きに失したとは言え、私たち里親がもっとも喜びとするところです。(以上)

事例掲載の終わりに当たって、今回の面接調査にご協力いただきました以下の里親のみなさまに心から感謝申し上げます。なお事例原稿は、報告書への収録を承諾された方のみ掲載しました。事例番号はランダムです。

<面接協力者のお名前>(50音順)

秋山恵美子・市川名央美・市川賀子・伊藤喜光・大石みち代・小林範子・清水照正・渋谷泉・鈴木賀代子・芹川美津子・早川永子・比嘉幸子・藤井珠美・星野優子・高橋隆子・竹内三保子・竹中勝美・曾山清彦・富沢勤子・内籠治子・名嘉文子・長久保貴子・仲根藤江・名幸啓子・沼田敦子・能登和子・増田陽子・松元さゆり・鞠子美樹・村上芳美・山崎友美・吉田清子

D：考察

<はじめに>

これまで33人の里親について、それぞれのナラティブから作られた資料を紹介してきた（うち5例は掲載辞退）。それぞれの事例が示唆するものはまことに多彩だが、そこから何を学ぶかは難問である。しかし「里親の育児困難」を扱う研究グループとして、いくつかの知見をまとめなければならない。

以下の章では、全事例をいくつかのブロックに分けて考察を加えて行くが、そこから里親支援のために何が示唆されるかの読み取り作業が必要になる。しかしこの報告書は、必ずしも福祉とその関連領域の専門家が読まれるとは限らない。それを考えると、以下のケースの分析や考察をどんなキャリアの専門家が試みたか、その立ち位置(それぞれの考察が出てくる背景)を明らかにすることが、事例の提供者である里親や里子たちに対する礼儀でもあり、われわれの責任でもあると考える。報告書としてはやや異例だが、3名のキャリアを付記することとした。

■深谷昌志（東京成徳大学特任教授）：教育社会学の研究者として、長い間子どもの学びや遊びについての研究を重ねてきた。子どもと家族とのかかわりについて、「父親—100の生き方」（中公新書、平成20年）、「日本の母親再考」（ハーベスト社、平成23年）がその著作の一部である。

■深谷和子（東京学芸大学名誉教授）：臨床心理学の研究者として、不登校やいじめなどの子どもの臨床に携わり、今もカウンセリングを行っている。「いじめ世界の子どもたち」（金子書房、平成8年）、「遊戯療法」（金子書房、平成17年）が著作の一部である。

■青葉紘宇（東京都里親会会長）：少年院の教官や障害者関係の職員、児童相談所のスタッフなど、長い間、福祉畑で子どもと向き合う仕事に従事してきた。退職後も、障害児の通所訓練事業や学童クラブなどの立ち上げに参加してきた。

このように、教育社会学と児童臨床心理学の研究者であっても里親問題には携わったことがない両名が、児童福祉に精通しているベテランを道先案内にして、3人4脚で、里親のたちの世界のエビデンスを探り当てる作業を試みてきた。本研究は3年計画の1年次であり、積み残した多くの課題には次年度以降に、さらに挑戦したいと考えている。

また本研究において、いちばん苦心したのは事例の扱いであった。個人情報の保護の観点から、最近の社会科学領域では、量的にも質的にデータの収集が難しくなっている。例えばアンケート調査で、家族問題に触れることははるか前から難しくなっていたが、ふつうの項目から構成されているアンケートに対する内容も、個人情報の一種だという考え方をする人が出てきて、学校側は外部からの調査依頼を引き受けることに消極的になってきている。

さらに常に事例と向き合って作業を進める心理臨床の現場でも、結果の発表の仕方が難しくなってきていている。方法の章の<2)事例原稿の作成>に指摘したような状況が広がっていて、事例を収集して意味ある結果を見出しても、収集したエビデンスと共に発表することが難しい状況になってきている。

しかし、本チームに与えられた課題は、人ととの関係性（愛着形成）に支えられた「里親と里子たち」の客観的状況だけでなく、心理的現実に迫るエビデンスをも探るための作業である。そこで、里親の個人面接によって33個の事例を収集し、方法の章の<3)事例原稿の里親による確認作業>の項に示したような手続きを経て作成した事例原稿を報告書上で公開し、考察の資料として使用する形をとることを試みた。報告書への掲載辞退は5ケース（15%）と少なかつたが、巻末の資料4に掲げたように、里親にも様々な意見がある。5人の里親の中には、①（研究者の手による）こうしたまとめ方では自分の心情が伝わらないように思う、②後に続く里親にネガティブな情報を与える可能性を案じて、また、③こうした事例の対象になった子どもに

も(自分の事例を取り上げられることへの)承諾の可否を取り付ける必要があるのでは、などの意見があった。

さらに今回の研究方法の特色の一つは、里親のナラティブだけではなく、アンケート調査の個人資料をも利用することで、主観性と客觀性のいずれにも偏り過ぎないバランスのとれた事例資料の作成を試みて、それに立脚した分析を行ったことにもあるかもしれない。

こうした一種の質的研究によって、これまでと違う知見が生み出されるかどうかの吟味も、次年度以降に引き続き試みたいと考える。

<33事例の分類>

面接記録と個人アンケートの資料から作成された33人の里親の<事例>のうち、本報告書への掲載の承諾を得られたのは28ケースであった。種々の理由から収録を辞退されたケースが4例あったが、これらもタイトルとエピソードだけは、適宜引用して行くことにした。初めに33事例について、その事例の特徴を表していると思われる内容を拾い出し、メインタイトルとサブタイトルの2行で表記した。特徴が似ている事例は、1方にその表現を使用し、他方には特徴的なタイトルを探してつけ直した。次にタイトルの内容に従って、それを事例が語る意味をまとめしていくつかに分類した。(表9前掲)

<事例をめぐる考察>

I) 「大きな困難を抱える子ども」を預かった里親たちの育児困難

1) ことさら難しい問題をもつ子

育児・子育ての日々には、どの親も大小の育児困難に出会っている。しかし、とりわけ子どもの中に、ハンディキャップと呼ばれる身体や気質、性格の偏りがある場合には、子育ては一層の困難さを増す。しかし、血のつながった子どもとの間には、出産後または妊娠中からも、相互に愛着形成ができている。換言すれば、「愛情という土台」の上に置かれた「困難」は乗り越え易い。時には(必ずしもいい子ではなかった)自分の子ども時代を振り返り、子どもと自分の資質や育った環境を重ね合わせることで、子どもの抱える問題に寛容になることもできる。時には連れ合いのDNAやその両親の育児の失敗に起因させて、難しい子どもをもった自分をなぐさめることもできる。

しかし、里子を引き受けて間もない段階では、そうした基盤(愛着という土台)が里親の中にできていない。言わば土台のない地面に据えられた建物が、風雨によって揺さぶられるような状況が出現し、育児困難は通常の何倍ものマグニチュードをもって発生する。

ここでは、こうした「困難を抱える子ども」を、①「ことさら難しい問題をもつ子」として5ケースを(事例3、事例4、事例5、事例6、事例33)、②「心に闇のある子」として3ケース(事例7、事例8、事例27)を収録した。

①「ことさら難しい問題をもつ子」は、主として身体的なハンディキャップを持つ子ども(事例3)、知的障害を持つ子ども(事例5)、発達障害を疑われる子ども(事例4、事例33)、虐待の中でも深刻なトラウマが残る性的虐待(事例6)である。通常の家庭で成長する場合でも、これらの5人の子どもには、親の大きな子育て努力だけでなく、医療機関や心理・教育相談機関、福祉機関との継続的で手厚いサポートを受けることが必要である。「愛着の土台がない状況」の中で、こうした子どもを、言わば自分の家庭の中で(ひとり)育てなければならない里親の困難

さは、想像に余りある状況である。

これらは、医療、心理、教育、福祉機関とのチーム援助のネットワークの中で、インテンシブなサポートを受ける必要性があるだけでなく、時には、個人の里親に養育を委ねるより、専門機関での養育が必要な(望ましい)ケースもあるかもしれない。後に引用する事例19は、音楽療法の中でメンタル面での大きな改善をみている。一様に「子どもには家庭(家庭養育)が必要です」として、里親を選定し委託していいものか。そこに「(話を聞いてくれるだけの)児相担当者にはもう頼らない(事例12)」の声も出てくる。ケースによって、家庭保育、施設(専門機関)保育のいずれが「最善の利益」かの、峻別が必要な場合もあると思われる。ケースバイケースとは、こうした時に用いる言葉ではなかろうか。

とりわけ事例3は、脳水無症という、出現率は低いが極めて重篤な疾患をもった子の養育事例である。面接前の控室でこの子に対面する機会があったが、透き通るような肌をした美しい女の子だった。しかし首や体を自分の力で垂直に保てないので、誰かがずっと抱いていなければならない。受託した動機について、対面した際に里父が「(こうして出会ったのは)何かの縁かと思う」と言ったそうである。「長くない命と言われており、少しでも家庭の温かみを感じさせてやりたいと思った」と里母は言う。その時、面接者は、崇高な精神という言葉はこの親たちのための言葉ではないかと思った。しかし、この子が身体的には次第に成長していくことを思うと、いつまで里母はこの子を抱いていられるだろうか。仕事をもっている里母が、個人での里子養育を、果たしていつまで続けることができるのだろうか。

また事例18は、学級崩壊の核になった子の場合で、こうした子どもにはしばしば発達障害がある場合が多い。この子は1歳7か月で乳児院に入り、それから5歳迄施設で成長し、里家に来た。結局は措置変更となったケースだが、里親は、子どもと別れる時に「いつでも(ここに)戻ってこられるんだよ」と言っている。「ニセモノのおかあさん」のような憎まれ口もきいた子だったようだが、家庭ではいいところも沢山あった子だったという。多分学校で不適応行動が多発し、対処しきれずにやむをえず(里子への思いは十分すぎるほどあって)手離したケースではなかろうか。「もう少し学校が弾力的に対応をしてくれれば」と里母は言う。学校が、そして周囲がもっと強力な支援体制を組み、こうした発達障害の子の支援(特別支援学級入級も含め)をしていれば、養育が継続できたかもしれない。こうした扱いの難しい子どもを、里親一人の養育努力に依存しようとするこの無謀さを示す事例であろう。児相の担当者が訪問して、話を聞いてやるだけでは解決できない場合もある。その場合のコーディネーターは、学校か、児相か。

こうした障害が子どもの中にあることを、児相から知らされて受託したのかどうかを尋ねると、ある程度の困難さは告げられても「予想外の展開だった(事例5)」ケースが多く、里親の多くは手探り状態でその状態を乗り越えようとしている。こうした困難事例を里親委託する際には、もっと丁寧な説明がされるべきではなかろうか。

また、(仄聞するところによると)アメリカでのように、困難事例にはその段階によって、養育費を多く措置する必要もあるのではないか。また事例3は自営、事例6、事例33は里母も勤務者であるが、こうした家庭には、どのようなサポートが必要か。それぞれの生活条件の中で、「大きな困難を抱える子」の養育には、社会的に十分な配慮、とりわけ経済的支援が必要ではなかろうか。

2)心に闇のある子

ここで「心に闇のある子」と表題をつけたのは、障害等の診断名はつかないが、心理的行動的に大小のやや深刻なトラブルを起こしている子どもたちの一群の存在からである。「トラウマをかかえた」とか、「愛着障害をもつ」「心に傷を持つ」などの表現にふさわしい事例かもしれないが、直接子どもに会ったわけでも、アセスメントしたわけでもないので、里親の口から語ら

れた行動から推定する以外はない。しかし、聞き取りの中からは、心の中に何か深刻な状況を抱えている子どものように思われる。それらを「心に闇のある子」とした。

心の闇は、虐待を受けた子どもの多くが抱えている内的世界であると思われるが、むろん通常の環境に成長した子ども場合にありそうだ。換言すれば、本研究で対象とした子どもの殆どはその深さや大きさは別として、「心の闇」をもっているかに思われる。その中で、他に分類するよりもここに置いた方が適切と思われる「激しさ」をもった事例を3例収録した(事例7、事例8、事例27)。

事例7は、現在中1の女子である。6歳で受託。それまでは乳児院と施設で成長した。思春期になって友人と万引き等の逸脱行動を繰り返す。里親は語る。

「実に明るく活発だが、問題を起こして問い合わせると黙ってしまう。選択を迫られた時に自分で決められず逃げてしまう。昨日、今日、あす、の時間のつながりがなく、絶えず今を生きている感じ。いま自分がひどい言葉を浴びせた人に、「---して」と頼みごとをしたりなど、ゲームをリセットするような感じで関わってくる。自分の言ったことを忘れる。今日失敗したことが、明日につながらない。叱られても、自分のしたことを悪いとは言うが、何が悪かったのか、これからどうすればいいのかを聞いても答えられない。モデルがあればその通りにするが、自分はこれがよい、これがしたいという主張があまりない(中略)時々気持ちが通じない。叱られると心を閉じてしまって、何を言ってもはねつけられ、むなしくなる」

事例8は5歳の男の子で、パワーのある子だという。優しく繊細な子だが、感情の起伏が激しく、2歳7ヶ月で委託された時は朝起きると泣き出し、1、2時間も泣き続けた子だった。車に乗っても泣いた。高不安傾向の持ち主だったと理解されるかもしれない。しかし、その子の口から出たという、叱ると『ぼくなんか死んでしまえばいいんだ』の言葉は、5歳の子にはあまりにも似合わない、衝撃的な言葉である。

事例27は、熱い心の里親一家が交流期間を3か月(24回)重ねたが、3歳前だった里子は、交流中もずっと泣きつづけ、小学校低学年のお兄ちゃん(実子)ですら受けつけず、面会の時に、実子を「この子、僕が嫌いなんだ」と泣かせてしまったというエピソードが語られている。この子の不安状態は通常の域を超えていたかに思われる。

こうした子どもには、何より専門家の援助が必要である。また、里子を連れて週1回または月1回、児相や医療機関に通うことでは足りず、専門家によるインテンシブな心理治療が必要なケースもあると思われる。例えば事例19は、民間の音楽療法機関に通うことで効果を上げている。またこれに関連した情報は、本プロジェクトの海外班が(例えばイギリスのSACCS)提供するかもしれない。(誤解のないように付け加えておくが、この3ケースが、即、そうした専門的治療の対象だと言うつもりはない。そうした判断(診断)は、より十分な心理診断面接やアセスメントが行われた後で、初めてできることである)

3)家庭養育か施設養育か

子どもには、施設養育より家庭養育のほうが望ましいとの思潮が、現在、優勢になってきている(事例30)。それはおおむね妥当な意見であろう。しかしケースを拾っていくと、果たして全てのケースがそう言い切れるのだろうか。大胆に言ってしまえば、子どもにとっての最善の利益の観点に立つと、きわめて小数例であっても、個人的な人間関係による養育(家庭養育)より、集団の中での開かれた人間関係からなる養育環境におかれられた方が安定する子どももいるのではないかろうか。それが子どもの資質の個人差(それが人生初期の生育環境から形成されたものなのか、または本来もっていたものなのか、施設での成長経験から生じたものかは様々だとしても)によるものか、また里家が提供する環境の特性に起因する問題なのかもしれないが、いずれにせよ十分な吟味が必要なのではなかろうか。

ここには事例20、事例18、事例19を収録した。事例20は、児相側の強い希望で受託したが、体調を崩した里母と、家族側の里子に生じた反発から、措置変更になったケースである。この里母は「次々里親希望者と見合いしたが、うまくいかなかった子だと聞き、よけいにかわいそうだと思った」しかし「里子のいた〇〇施設は少人数で、いい施設だったので、ここにいたほうがいいのではと何度も施設側に言ったが、『本人には家庭が必要だ』と施設長が言い、どうするかは本人に決めさせることだった。本人も（里家には）『行かない』と里親にも言っていた」受託したら、やはり本人は里家になじまず、「後日『あなたは交流の時と（性格や態度が）違うじゃない』と言ったら、『あたり前』と言った。修羅場だった」と里母。受託する際は、施設側が「保育士との間に愛着トレーニングを受けて、里子にしても大丈夫」と言われたとのことである。そのトレーニングの内容は不明だが、子どもによっては施設での成長のほうがその子に「合っている」ケースもあるのではなかろうか。そうでなければ、現在（グループホーム等を含め）施設で成長している多くの子どもたちは、不適切な環境下で養育されていることになってしまう。

里母が、「家庭保育より施設保育のほうが、この子には向いているかもしれない」との感想をもったケースには、事例18、事例19がある。幼稚園児や保育園児でも、集団によくなじむ子とそうでない子がいる。不登校問題も同様である。しかし、なぜ大きな集団になじめない子は「問題視」されなければならないのか、日本文化の中にある（偏った）子ども観の問題とも言えるかもしれない。

事例18は収録否（報告書への掲載辞退）だが「問題傾向によっては、施設のほうが向いている子もいるのでは」と里母は感想を述べている。事例19は、現在は落ち着いてきたが、当初は常に人を求めていた子で、愛着障害の存在を強く感じると言っている。

II) 心理的・発達的問題

このカテゴリーに属する事例として、とりあえず6事例を挙げた。

子どもは成長発達の途上で、種々の問題を起こし、それをクリアしては次の発達段階に進んでいく。現代の子どもを、しばしばつまずかせる問題の一つは「不登校」であろう。これは、一般家庭や里親家庭に限らず、どこでも発生する問題である。

また不登校とレベルは違うが、昔から「きょうだい葛藤」と名づけられて、心理学の教科書にも枚数を割いて論じられてきたテーマ、きょうだい間の嫉妬や葛藤の問題をここに収録した。最近は少子化で、この問題は昔ほど関心を寄せられなくなったが、複数の里子を養育する場合、または実子と里子を養育する場合には、一般家庭以上にこの問題に悩む里親が多い。養育者の愛情の奪い合いときょうだいへの嫉妬のメカニズムは、養育家庭の場合、とりわけ扱いにくい問題の一つと思われる。

1) きょうだい葛藤

旧約聖書にも、兄のアベルが嫉妬に駆られて弟のカインを殺す物語があるように、きょうだいの愛憎の激しさは、昔から非常に深刻なものとして語られてきた。きょうだい、または複数の里子の間の嫉妬や対立をどう防ぐかに、取りわけ里親は苦慮している（事例9、事例10、事例11、事例30）。

事例9は、兄弟で委託されたケースである。1人より2人のほうが、里子たちの心理的安定をもたらすと思うのだが、そこにはまた別のメカニズムが働くので、扱いが難しいことが分かる。5歳から受託した兄（現在16歳）が小4の時に7歳年下の弟が乳児院にいることが分かる。それまで兄は「弟がほしい」と言っていたので引き取ることにした。現在兄は高1。しかし予期に反して弟を可愛がらない、やきもちがひどく、脅したり、けなしたり、声を荒げる。それなら

弟を措置変更にしようかと言えば、それなら自分が出て行くと言う。遅れて引きとった弟には、軽い知的障害があり、里母は兄からの攻撃から弟を守ろうとして、弟に肩入れをしてしまう。それが一層きょうだいの間に溝を作る結果となる。里母は「Aには母親と言う立場が強くなり、自分が産んだ子と錯覚してしまったのかもしれない」「血のつながったきょうだいだから、兄はすぐに弟を受け入れると思った」と里母は言う。兄は施設に5歳迄いた子で、弟は2歳の時に乳児院から引き取った子であった。2人の施設(乳児院)体験の差は3年だったが、その長さから来る「心の闇」の差も、この葛藤状況を生んだのであろう。家族と言う集団の中に立つ波風の背景は様々である。

事例10は、里子きょうだいを3組、時間を置いて預かった里母だが、「きょうだい間で何でも奪いあう。お互いに安心感があるせいか、喧嘩が激しくなる」と里母は言う。また事例11は、ファミリー・ホームを経営する里母だが、里子間の嫉妬に手を焼き、「衣服の購入などで、里親がえこひいきしている」という。買ってやる時は、同じものか、または値段が同じものにするなどの苦心している。遅くなつて来た里子は、とりわけ嫉妬する。「だから買ってやるものは、全て同じように、または同一の金額を渡すようにしている」

こうした(辛い)ライバル関係を防ぎたいと、多くの里親は一番下の子が中学生位になって「新しい子を預かっていいよ」と言い出してからにしているようである(事例1)しかし、良好なきょうだい関係を生み出した例もないわけではない。事例30は、1人っ子の実子に「きょうだいがあったほうがいい」と、実子が中3の時点で、実子の了解を得て2歳の里子を預かった。実子と里子の区別がつかないほどにいい関係を保ったが、でも「里子の方に気配り過剰で、実子に寂しい思いをさせたかもしれない」と里父。しかしその後、成人した里子を里父の経営する会社に就職させ、元里子は代表者である実子の「よき相棒」として頑張っているとか。

2) 不登校問題

不登校問題は広く子どもたちの間に起きている。とりわけ中学生に多発し、今では大抵の中学校に何人かの生徒が学校を休んでいる。その点で、不登校問題は里子だけに生じる問題ではないが、事例12、事例13、事例14は中で不登校を起こした事例を集めた。

しかし面白いことに、話を聞いてみると、不登校の子の里親には、普通の親たちに比べてどこか気持ちの上でゆとりが感じられる。最近ではそうでない親も出てきたが、ふつうわが子が不登校になると、親はうろたえ、必死に学校に行かせようとする。しかし里親の場合は、どこか「時間の経過を待つ」感じがある。小数例であり断定は避けたいが、「わが子(実子)ではない」または、18歳までの委託であるという点が、里親たちの気持ちにゆとりをもたらすのかもしれない。そのゆとりが逆に症状の改善をもたらす場合が、臨床のケースでしばしば起こる。3つの事例の中で、事例12は中学時に不登校が発生したが、現時点では高校進学も決まつたし、事例13は学校以外は外出する、最近言わわれ始めた「明るい不登校」のケースである。事例14は里母の福祉領域での多少の仕事の経験が幸いしてか、専門家の実施する行動療法的プログラムを行つて解決をみている。実親でない里親のもつ心の「ゆとり」が、里子のつまずきに、いい働きをする例とも言える。里親子には、親子関係の上で実親子と違うメリットもありそうだ。

実親でないことのメリットは、他にも例がある。事例13は、5歳11か月であづかった里子は、始め会話ができなかった。中学生になってからは、不登校も起こしている。しかし、この里母は「里親たちが『自分の子どもの時は、こうでなかつた』などと比較しているのを聞くことがあるが、自分は実子の子育て体験がないので、何が起きても、まあこんなものだろうと、とくべつ気にすることはない」と言っている。納得できる言葉である。

Ⅲ) ゆりかごとしての家族と里母

里子は里母のもとで育てられるが、それ以上に里親のつくる「家族」の中で育てられる。家族という「ゆりかご」が、子どもにとってどんな温かさや安定感を生み出す風土を備えているかは、里子の健やかな成長にとって大事な要件であろう。里子に来る前の子どもの多くは、ふつうでない環境やふつうでない体験の下で成長てきて、体にも心にも傷を負っている。家族という「ゆりかご」には、家族の構成員の傷を癒し、さらなる成長へと向かわせる力が備えられている。辛い過去を負った里子たちが、そこで1人ひとり自己回復していく過程は、里親養育の大きな意味であろう。

しかし家族には、里親のほかに、祖父母やきょうだい、また他の里子もいるかもしれない。そうした人的な環境のほかに、家族は文化をもっている。里子にとっては、家族のそれぞれのメンバーに適応することも大事な課題だが、家族の「文化」にも適応しなければならない。しかし、多くの里子たちが委託される迄に生活していた家庭の状況は、荒廃した原野のような印象を受ける場合が少なくない。親の不和、親の病気、経済的逼迫、親の犯罪や不法行為、育児放棄、教育放棄など、乳児院、児童養護施設に引き取られる以前に、多くの子どもは、ふつうでない世界の中に少なからぬ歳月置かれていたようである。

里親の用意する新しい「ゆりかご」に里子は果たしてうまくじむのか、「最善の利益」を里子たちはそこから受け取ることができるのか。ここには4つの事例を収めた(事例15、事例16、事例17、事例1)。

事例15は、市民としての大きな誠実さと向上心をもって実子を育て上げた家族が提供した「ゆりかご」である。委託されたのは高2の兄と中1の妹だった。里母は、厳しく実子をしつけ、育て上げた人だった。実子の子育て時代は、勉強の邪魔になるテレビは置かず、塾にも行かせず、よく勉強するようにと子どもをしつけたという。この兄妹のうち妹は、4か月後に連れ戻しに来た実父の許に戻り、措置解除。1人残された兄は里親と進学のことで対立して家を出て、措置変更という結果となった。里母は言う。「厳しく実子を育てたので、兄妹もそのような環境に置いたことになる。たぶん2人にはカルチャーショックがあったと思う。今になると2人には不満が大きかったのではと思うが、2人は口に出さなかった」「バイトより学業を優先しなさいとも言った」「児相で2人と対面し、その日のうちに『うちに来る?』となったが、交流期間が少なくて、後で後悔した。生活習慣、学業成績、学校への出席状況など、よく理解していなかった。里子の方でも、テレビのない生活など考えられなかっただろう」教育熱心な里母らしい言葉である。

妹が去った後に兄は1人残される。兄は身長が高かったので、里母は兄を怖いと思うようになり、「兄の方も、正義感の強い怖いおばさんと思ったのではないだろうか」里親たちの家族のもつ文化は、この2人には向かなかったのだろう。

また事例16は、2人姉妹(4歳と2歳)を短期(3か月)に預かった家族の事例だが、姉が実母への思いが強すぎて、里母を批判。妹に暴力を振るう。いつまでたっても里家の家族になじまない里子に、実子たちから反発が出始めた事例である。里母は、姉の行動に「実母への思いが強く、他の人に心を開かないように見えた。わざと嫌われる行動をするなど痛々しかった。あまりきつく叱らないようにしていた」という。里母はこの子に理解を示していたものの、家族からの強い反発があれば、ゆりかごは崩壊し、安定した養育は持続できなくなる。

事例17は8歳の男の子で、施設では「よくできた子」だったと言うが、里家では、里子が里母の様子をうかがいながら生活し、1日に2.3回も注意されるとパニックを起こし、泣き続け、いわゆる「固まる」などがあり、里母は「里母と生活しない方が里子のためかとも考えた。気持ちが通じ合わないというより、子どもと波長が合わないのではと感じている。自分は子どもの

波長に合わせるのが苦手で、1.2時間が限度」だったという。しかし「最近になって、自分は自分の親(歩いて15分位の所に実家がある)との親子関係の問題が解決していなかったことに気がついた。実母は支配的な性格で、完璧を求める人、父親はしめつけないしつけをする人で、こうした(出生)家族における親子関係の問題に理解ができるから、里子を育てるのも少し楽になった気がする」と言っている。人は自分の家族を、親に似せてつくる。ゆりかごの安定性もそれぞれのルーツを備えている。

また事例1は、子育て経験のなかった里母が、3人のそれぞれ違った背景を持つ里子を養育した事例である。里母は赤毛のアンの愛読者で、「自分のところに来たから里子がいい子になった」と言わされたかったという。多くの育児書を読み、30品目の食事を作り、母子でペアルックを着るなど、「母」になろうと努力し、迷い、つまずきの中にあって、多くの人からサポートを得て、再生した人である。1番目の里子(すでに社会人となった女性、3歳から養育)は、いわゆる愛着障害の症状が見られなかっ子で、「乳児院にいた時に保育士に可愛がられた子」だったと言うが、なぜ愛着障害の症状が見られなかっ子かは不明である。2番目の里子(男子大学生、6歳から養育)は、典型的な愛着障害の症状をもち、対人関係でつまずくと(上司から叱責されると)その都度バイトをやめてしまう。児相に5年間もカウンセリング(遊戯療法等)を受けに里母と通ったが、根本的な改善はみられず、盗み等を繰り返した。里母の次の言葉は示唆的である。

「虐待された子は、結局元にもどってしまう。死なないように面倒を見てあげるという感じ。すぐ死にそうな顔をする。さみしい、怖い、辛い思いを体に刷りこんでいる子。そう言えば、小さい時に「高い、高い」をすると、丸太ん棒のように固まってしまう子だった。この人は大丈夫かといつも探っている。自分で自分を守るしかない。だから、里親との間にも、いつも溝がある」

3番目(男子高校生)は虐待の過去を持つ里子たちの中で、珍しく成績のいい子である。もしかしたら高いIQの持ち主で、生育環境上から来るハンディキャップを乗り越えたのかもしれない。今は高校の特進クラスにいる。

この里親は非常に多くのサポート源に恵まれた点でも特徴があるが、心理学で最近注目されている「被援助性」(人に援助を求める行動を起こすことができる力)を備えた里親だったともみることができる。

これらの3人の姿は、共に虐待された過去をもつものの、その発達の姿は3者3様である点が示唆的である。個人の資質(胎内環境も含めて、環境の影響、幼少時に受けた虐待のアタックに対する脆弱性の差、環境処理能力としての知能水準その他)によって、虐待のダメージが異なることを示す事例ともみることができそうだ。

人は、もちろん子どもも、限りなく多様な存在である。また、里子を育てる里家の文化やその温度も様々である。里子を委託する時に児相は「マッチング」という手続きが踏まれるが、その難しさは極めて大きいものと推察される。現在、わが国では里親の希望者が少ないと聞くが、その中にあっても、交流を重ねる以上にまず入念なアセスメントを実施し、できうる限りの適切なマッチングが行われることを期待したい。また、結果が思わしくなかった際には、事例23の里親が言うように、「『里親不調』を失敗としてとらえない」ことも必要ではないか。里母は言う。「(里)親子だから何があってもという縛りを、初めから取ってしまったほうが、お互いに肩の力が抜けるのではと思います。ただし、簡単に預かって、簡単に返すという方向ではなくて」(事例23)

IV)いくつもの波を乗り越える

このカテゴリーには3つの事例を収録した(事例21、事例22、事例23)。しかし里親も一般の親も、子どもを育てる過程で、発達上にいくつもの大きな波を経験するものであろう。しかし里親子の場合は、普通以上に難しい状況を抱えていると思われ、その大きな波からの脱出や再生の物語は、この3事例に限ったことではないと思われる。とりわけ思春期には、それ迄子どもの中にあった問題が顕在化することが知られている。ふつうでない生育環境におかれたり子たちが、この時期の行動上に大きな揺れや逸脱を生むのは予期しうるところで、それらへの支援の方策が一層求められる。

事例21は4歳女子だが、交流期間中から里父にはなついたが、里母を排除しようとした。とりわけ受託後の初めの3カ月は少し意に満たないことがあると、大声で泣き、ぶっててきた。泣きだすと止まらない。「警察が来るよ！」というと泣きやむなど、里母は手を焼いた様子で、「ひと波超えると、また次の波がくる」。しかし7カ月目の現在は、行動も落ち着き、健康にも性格にも大きな問題は無くなっている様子。親子関係についても「わりと気があっている」と答えている。

事例22は3歳から受託した15歳の女子中学生だが、当初からお金の持ち出し等があり、学校でも小3、小4の頃はトラブル続きで保護者会が開かれたりした。兎相にもカウンセリングに通うなど、多くの人に相談もした。しかし中学生の現在は落ち着いて、親子関係も「わりと気があっている」と里母は言う。1月時点の現在は、推薦で高校進学も決まり「親にはいざれ会つてもいいけれど、一緒に暮らす気はない」と言い、将来のことも「18歳までは(この家に)いっていいよ」「25歳までいる」などの会話を2人でしている。また事例23は、1歳8カ月で受託してまだ3か月だが、初めは表情がなかったのに、日に日に成長して2、3か月で表情も豊かになった。「実子2人も里子にやきもちをやくこともなく、自分の持ち物にいたずらをされても、上手に対処している」

V)里子の自立と18歳問題

ある里父は言う。「里親に課せられた里子の自立援助の課題は重い。不幸な宿命を負った子どもが自立するには、前途に多くの障害や課題が横たわっている。制度で決められているとは言え、18歳で一様に社会に放り出される施策の結果はあまりに悲惨で、子どもたちの行く手には困難な課題があまりにも多い。とくに精神的障害をもった子どもたちが自立して一般の生活ができるようになるのは容易ではない。もちろん、中には精神的に強く、社会の荒波に耐えられる子もいるが、大半はそうでない。結局里親が、措置解除後の自立(就職、結婚)に一緒に寄り添って歩み続けなければならない」(事例30)

18歳、もしくは20歳迄は、殆どの里子が学校に通い、学校という大きな「保護者」の下におかれる。もちろん里親も手厚い養育環境の中に子どもを置き、施設も同様である。しかし多くの18歳(20歳)を過ぎた里子たちは、一体どんな生活を送っているのだろうか。想像したくないような現実の中におかれているのではなかろうか。

ここには4つの事例を収録した(事例25、事例26、事例29、事例24)。事例25(収録否)は何人の里子を預かっている里母だが、「それぞれの子の将来を見据えながら育てている」そして、「家族の中で、関係性がとれるようになって、家の中で役割分担ができると、落ち着かず徘徊していた子どもたちが、『頼られている。ここにいていいんだ!』と感じているかのような表情に変わっていく」と述べている。収録否で残念ではあるが、常に里子たちの自立のために、段階的にプログラムを組んでいる里母である。

事例26は多くの里子を預かっている里親で、3者3様の適応の姿を見せている。①現在養育中の高校生で、トラウマケアの必要性から精神科通院中の里子、②現在少年院にいる男の子は、小2で預かって中2で委託を返上したが、里親の家に来た時「お父さんは、ぼくのことをいらないと言った」が自己紹介の言葉だったとか。そして3人目の里子は、③1歳半から17年間養育した女の子で、小学校の時にはWISC80だったというが、現在祖母と同居しながらバイトをかけもちし、里親とも時々交流をもつなど、環境によく適応して生活している。長く暮らしてきた子だったので、実子同然で、結婚する迄手放せないと思っていたが、本人にも他の里子にも自立を意識させたいと、「子どもは、進学であろうと就職であろうと18歳になったら、家を出て1人で生活するのが目標」と常に話してきたと言う。今もその子の部屋は当時のままにしていて、たまに「ただいま」と帰ってくるという。よき援助者に恵まれたケースである。

里母は「順調に育ってきた子どもでも、18歳ではまだまだ家族や親の支援が必要と思われる。まして様々な問題や課題を抱えて育ってきた子どもは、18歳になったからと言って、社会的養護が打ち切られてやっていけるはずがないだろう。『生活の場としての空間』と『見守りや支援の大入』の両方がそろった『居場所』の保障が必要ではないだろうか」と述べている(事例26)

事例29は、20人の里子を預かって来た里父である。現在特別支援学校に通学する男子をあずかり、成績は下だが、里父は「勉強よりも人生で食べて行く術を習得させたい」と言う。里母は叱りたいことがあっても、できるだけ叱らないようにしているが、里父は「それでは社会で通用しない。出でいけ」と叱ることもあるとか。

事例24は、18歳以降の居場所を持てた例で、知的障害のあった女の子で、受託当時6歳だった。13年間養育して自立、現在は遠方の病院の清掃員として働いており、休みのたびに里家に帰ってくる。中学では特別支援学級に入り、外でぶらつくのが好きな子で、行動半径もエスカレート、里母の血圧は上がった。しかし高1で里父にこんこんと説教され、不思議にもそれが止まった。「欠点も多いが長所もある子。何度も措置変更をと思ったが、それまでの努力を無駄にしたくないと養育を続けた」と里母。病院では同じ障害をもつ仲間が6人雇用されているとか。援助者に恵まれたケースである。

里親調査を進める中で、いわゆる18歳問題が社会的養護の中でも最大の課題の一つと思い始めて、途中から事前アンケートに、里親が、養育した里子の18歳以降の動静をどのくらい把握しているかを尋ねる項目を加えた。しかし大方は記入がなく、はっきりとその動静をつかんでいるケースは、ほとんどなかった。上記の事例20の里父も「短期委託を3人含めて20人ほどの里子が自立したが、半分ぐらいは自立後もコンタクトしてくる」と言う。つまりこの面倒見のいい里父の里子でも、半数は無音のままと言うことになる。無音のままのケースは、おそらく余りい経過をたどっていないと思われる。

18歳問題は重要なテーマはあるが、今回の調査でそこ迄手を広げるのは難しいと判断し、後続の研究者に課題として委ねることとした。

VII)措置変更、措置解除とジェンダー問題

里親との面接で感じたことの1つに、①多くの里親たちが、大きく養育困難な状況、限界を超えるかに思える困難な状況にあっても、なお「措置変更」や「措置解除」を極力回避したいとする姿勢を里親がとりつづけていること。また②やむを得ず措置変更、措置解除になったケースでは、措置を打ち切る際の児相側のあまりにも(通報から引き取りまで)速やかな対応で、里子にきちんとした「別れも言えず」(一方的に)職員に引き取られてしまったと、るる不満を語ったケースにも出逢った(事例2)。事例12は、4歳で預かった子が、大変扱いにくい子で、小学生のある時、大泣きして、玄関で「助けてください」と叫ぶ。近所からの通報があつたらしく、

翌日児相の職員がきて、結局専門里親の申請を延期するよう助言されて、児相側の対応に失望して申請を取り下げている。こうした行政側の対応についての意見調査は、今回の研究計画の枠外なので、ここでは取り上げない。しかし、なぜ里親が養育困難な事態に遭遇した子どもを、なかなか手離そうとしないのかは、愛着の問題だけでは説明がつかない。多少不思議にも感じられる。子どもとの間に気持ちの通い合いが難しくなっていると思われる場合(注)ですら、多くがなお里子養育を継続したいと努力している。

注) ちなみに、アンケート調査の項目15)は、「Aと気が合うかどうか」という聞き方で、「親子の気持ちの通い合い」を推定する項目である。「1. いつもどこかでちぐはぐだと言う感じがする」「2. いつもではないが、どこか気持ちが通じないと思うことがある」が合わせて5割、「3. わりと気が合う親子だと思う」「4. とても気が合う親子だと思う」も同様に5割であった。「気が合う」と答えられたのは、乳児か低年齢の幼児にやや多い傾向がみられた。量的な把握は来年度の全国調査の結果に待ちたい。むろん養育困難を訴える里母からは、この項目にネガティブな反応が多かった。ちなみに養育困難から「措置変更して児相に里子を戻すことを考えたことのある里親」は75%、1度も考えたことがない里親は25%だった。考えたことがある里親のうちで、「何度も考えた」は56%、1,2度考えたことがある里親は、44%であった。これも微妙な項目なので、詳細は全国調査の結果に待ちたい。

措置変更を思うほどの養育困難に遭遇しながら、なぜ多くの場合は養育を継続する努力がされるのか、なぜ措置解除に至った時の児相のやり方に多分に不満が残す里親が多いのかは、種々解釈が可能であろうが、ここでは心理学的な立場から、里母のジェンダー性とのかかわりで考察を試みたい。

事例2は、教員をしている里母が、11歳の被虐待児(特別支援学級在籍)を3年半養育した記録である。盗癖のある子で、家の金銭持ち出し、学校での友人の財布からお金を盗む、店での万引き、集会所等からの物品の持ち出しなどが繰り返される。再三の里母による説諭、障害児に対する心理的プログラムの受講、ペアレントトレーニングの受講、関係者との話し合い、臨床心理士によるカウンセリング、家庭教師、教会での早天祈祷会での祈りなどの、個人にしては過ぎたほどの、あらゆる方策も効果を上げなかった。

結果は、実母の電話番号を入手した里子が、「お母さんの家に帰りたい」と言い出し、実母に連絡して家出。結果的に措置解除となるが、この事例記録には最後のほうの一連の里親の努力と、それが無に帰した顛末が事細かに語られている。

結局は児相から「措置解除です。3年半お疲れさまでした」と宣告されるが、里父は(日頃夫婦で話しあっていたように)「中学卒業迄は」と言いかける。里母は「児相が決めたことだから仕方がないと思ったものの、何の説明もなく、里子ときちんと別れも言えず、そのやり方に納得がいかないので、再度話し合いの場を設けてもらい、『卒業まで養育したい』と伝えた」など、児相と言い争いに近い状態が出現している様子が見て取れる。第三者からは、あれほど養育に手を焼いてきた3年半を考えると、ここでまだ「中学までは」と言い続けるゆえんを知りたくなる。しかし、<付記>に掲げたように、しばらくして里母から送ってきた手紙を読んで、その理由に思い当たった。

「その後、児相の所長と会う機会があり、所長は『置解除の理由はAが施設での生活を選んだので、子どもの気持ちを優先した。その事を話すと里親が傷つくと思って話さなかった。里親として失格だとは自分たちは思っていない。今後も新しい子どもを委託したい』と説明した」とのことであった。さらに「自分が里親として失格で措置解除になったと、ずっと自分を責めていた。でも、本人の意思で決めたのであれば、その事を大切にしたいと思う。でも里親からす

れば、やはりきちんと別れる場を設定してほしかった」と結ばれている。

里子の養育は、その担い手に「母性性」（「養育性」の語も使われる）が期待される行為である。とりわけ事例2の里母は、小学校の教師という「女性職業」を選択した人であった。自分の中の「女性らしさ」は、里母のアイデンティティの重要な一部だったに違いない。元教え子の盗み（盗癖は、単なる盗み行為と違って、癖（へき）であり、非常に矯正が難しいとされる）を里母は、盗みの矯正と同様に考えて、自己効力を最大に発揮すべく、あらゆる努力をしたと思われる。最後に措置解除が言い渡された時に里母は、付記にあるように、それを自分の「母性性（養育性）」へのアタックと感じ、ひ弱な母性（養育性）に、自分への信頼を失う。その里母の心的回復は「里親として失格だとは自分たちは思っていない」という所長のひと言でもたらされたと思われる。

33事例の中には、措置解除、措置変更になったケースがいくつもあった。その際に、どの里親の心も深く傷ついていたのではなかろうか。「母性、養育性」の自信を喪失した（と感じた）ことへの手当てを、児相側はもっと十分にすべきではなかろうか。

何年にもわたった里親の献身に報いるには、児相側に里母の母性性（ジェンダー）の傷つきを思いやる対応がほしいと考える。

また、違う視点からであるが、事例23の里母は「里親不調、措置解除はもっと簡単にできるようにして、『うまくいかなければ、外に出していくんです』と研修の時に職員が表明してくれたら、里親にとっても里子にとってもいいのではないか。『頑張ろう、さもなくば返す』の2者択一ではなく、不調を肯定的にとらえる方がいいと思うし、里親不調を里親失格にしないでほしい。仲間を見ていると、ギリギリ迄1人で抱えているケースもあるのではないか」と言っている。

VII) 里父の思い

33ケースの中で、面接に来談した里父は5人。また、里母の語りの中に里父の特徴ある姿が浮かび上ることが多い。最後に収録した4つの事例（事例31、事例32、事例28、事例30）は、里父からの発言である。少し乱暴だが、里母を主観の人とすれば、里父は客観の人かもしれない。また最近、子どもの養育に男性が関わり始めたとは言え、やはり里子の養育には里母が多くを担い、里父はそのサポーターである場合が多い。ここに収録した4つの事例では、男性である里父の里子養育への関わり方の特徴を垣間見るかのようである。

事例31の里父は里子をみて「天使が来た」と言っている。その無邪気な喜びはほほえましくも、里母は、おそらくその後に続く養育の責任の重さを思っていたに違いない。事例32（収録否）は宗教関係者の里父だが「阿弥陀のように慈悲深く」との里母への注文の付け方には、やはり「養育の主たる担い手でない性」の姿を見るかの様である。

今回の面接調査の被面接者の8割は里母であったが、そのそばには、ほぼ同じ数の里父がいたことになる。里母にはサポートしてくれる存在が必要だが、里父だけではその数も量も十分ではない。里父は今でも養育の場で多分に脇役であるとすれば、多少とも社会的なネットワークで里母を支える必要がある。

その点で事例28は、主夫をする男性（里父）である。この語感からのイメージとは違って、里父は堂々と「自分は自由業で里子が中心の生活だから」と、進んで「主夫業」とアンケート用紙に記入している。時代の変化の中で、その姿は印象的だった。

最後に事例30は、18歳以後の里子の「社会的養護」について里父が語った言葉である。これを引用してこの稿を終わることにしたい。

「里親に課せられた里子の自立援助の課題は重い。不幸な宿命を負った子どもが自立するに

は、前途に多くの障害や課題が横たわっている。制度で決められているとは言え、18歳で一様に社会に放り出される施策の結果はあまりに悲惨で、子どもたちの行く手には困難な課題があまりにも多い。とくに精神的障害をもった子どもたちが自立して一般の生活ができるようになるのは容易ではない。もちろん、中には精神的に強く社会の荒波に耐えられる子もいるが、大半はそうでない。結局里親が、措置解除後の自立(就職、結婚)と一緒に寄り添って歩み続けなければならぬ(中略)。そして、最近の厚労省の里親養育の推進方針に触れて、「社会的養護を必要とする子どもたちに対する厚労省の施策の転換は、遅きに失したとは言え、私たち里親がもっとも喜びとするところです」

E : 結論

里親33名の語ったナラティブと関連資料をもとにして、被虐待児等を養育する里親の「育児困難の現状」と、社会的養護の増進に向けての「具体的な方策」を示唆する資料が、いくつも浮かび上がった。これら事例は、言わば里子養育の現場からの貴重な実践報告であり、こうしたナラティブの内容から導きだされた、いわばエビデンス・ベースドな養育への介入方法の示唆や今後の社会的課題解決への提案は貴重である。

平成24年度に本研究グループは、本プロジェクトの当初の研究課題である「全国の里親対象の量的調査(アンケート調査)」を実施する予定であるが、初年度において、改めて事例研究の重要性を痛感したので、平成24年度には、事例の収集をも引き続き、地域を広げて実施する予定である。また量的調査の内容には、今年度得られた里親たちの意見調査を反映させることで、今回の事例研究で得られた結論や課題をさらに確かなものにしたいと考える。

F : 引用文献

- 1) ビビアン・プライア、ダニヤ・グレイサー 加藤和生監訳(2008)「愛着と愛着障害」北大路書房
- 2) W・スティーブン・ロールズ、ジェフリー・A・シンプソン 遠藤利彦等監訳(2008)「成人のアタッチメント」北大路書房
- 3) 庄司順一、奥山真紀子、久保田まり編著(2008)「アタッチメント」明石書店
- 4) D・J・ウォーリン 津島豊美訳(2011)「愛着と精神療法」星和書店
- 5) 児童養護施設入所児童等調査(平成20年2月)厚生労働省雇用均等・児童家庭局

G : 研究発表

<学会発表(発表予定)>

- 1) 深谷昌志、深谷和子、青葉絃字：

「事例研究：被虐待児等の子どもを養育する里親の育児困難とそれへの対応」
—東京・沖縄・静岡の33名の里親の面接記録から—
日本子ども社会学会第19回大会(2012年7月)で発表予定

- 2) 深谷昌志、深谷和子、中山哲志、青葉絃字、清水照正

自主シンポジウム「被虐待児の社会的養護をめぐる課題の検討」
日本福祉心理学会第10回大会で発表予定